

環境市民厚生常任委員会資料

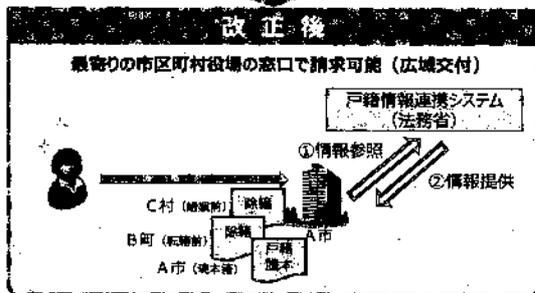
(令和5年12月18日開催)

【市民生活部】

### 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正について

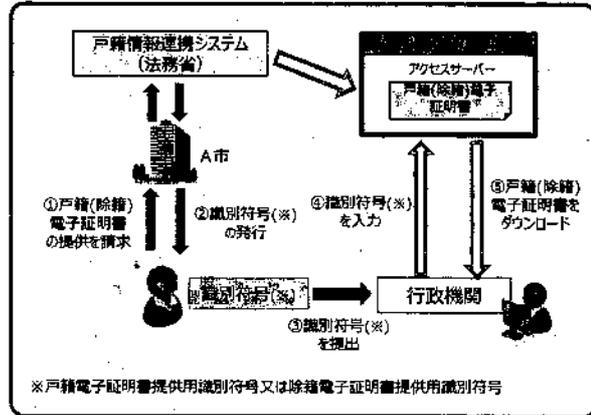
○第5号施行に伴い、手数料を徴収する事務として追加されるものは以下のとおり。

- ◆ 戸籍謄本等の広域交付（戸籍法第120条の2第1項）  
自らや父母等の戸籍について、本籍地の市区町村以外の市区町村の窓口でも、戸籍謄本等の交付請求が可能となる。



- ◆ 戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の発行（戸籍法第120条の3第2項）

戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号を行政機関に提出することにより、戸籍（除籍）電子証明書（電子的な戸籍記録事項の証明情報）の提供を可能とする。



- ◆ 届書等情報内容証明書の交付等（戸籍法第120条の6第1項）

- ・ 届書等情報（届書等の書類を画像情報として作成したもの）の内容に係る証明書を交付請求が可能となる。
- ・ 届書等情報の内容を出力したものの閲覧請求が可能となる。

### 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正について

○第5号施行に伴う地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成22年政令第126号）の改正内容は以下のとおり。

事務の内容	改正前		改正後		
	根拠規定	手数料額	事務の内容	根拠規定	手数料額
戸籍謄本等の交付	第10条第1項、第10条の2第1項～第5項、第126条、第120条第1項、第126条	450円	戸籍謄本等の交付 (広域交付による交付を含む。)	第10条第1項、第10条の2第1項～第5項、第120条第1項、第120条の2第1項、第126条	450円 <改定なし>
戸籍の記載事項証明書の交付 (新規事務)	-	-	戸籍電子証明書提供用識別符号の発行	第120条の3第2項	400円(徴収しない場合あり)
除籍謄本等の交付	第10条第1項、第10条の2第1項～第5項、第12条の2、第120条第1項、第126条	750円	除籍謄本等の交付 (広域交付による交付を含む。)	第10条第1項、第10条の2第1項～第5項、第12条の2、第120条第1項、第120条の2第1項、第126条	750円 <改定なし>
除籍の記載事項証明書の交付 (新規事務)	-	-	除籍電子証明書提供用識別符号の発行	第120条の3第2項	700円(徴収しない場合あり)
受理証明書の交付、届書等の記載事項証明書の交付	第48条第1項、第2項、第117条、第126条	350円(上質紙は1400円)	受理証明書の交付、届書等の記載事項証明書の交付、届書等情報内容証明書の交付	第48条第1項、第2項、第117条、第120条の6第1項、第126条	350円(上質紙は1400円) <改定なし>
届書等の閲覧	第48条第2項、第117条、第126条	350円	届書等の閲覧、届書等情報の内容を表示したものの閲覧	第48条第2項、第117条、第120条の6第1項、第126条	350円 <改定なし>

## 環境市民厚生常任委員長報告

(R5.12.18)

環境市民厚生常任委員会に付託されました議案について、審査の経過概要と結果を報告いたします。

まず、第1号議案、令和5年度一般会計補正予算（第5号）の本委員会所管分について、その主な内容は、民生費では、本年9月診療分から制度を拡充し、18歳までの医療費を無償化している、こども医療費助成経費をはじめ、障がい者福祉サービス事業経費や法内扶助費などの増加に伴う経費、市立幼稚園の認定こども園への移行に向けた園舎の環境整備に係る設計業務に要する経費や公立の保育所・こども園・幼稚園における業務のICT化を行うためのシステム導入経費、衛生費では、第4期特定健診・特定保健指導の見直しに伴うシステム改修経費の増額補正であります。

繰越明許費については、市立幼稚園の園舎環境整備に係る設計業務に要する経費について、令和6年度へわたり事業を実施しようとするものであります。

債務負担行為については、<sup>じんかい</sup>塵芥処理施設の管理運営に係る経費など、計画的な事務執行を進める必要があるものについて、予算に定めるものであります。

採決に先立ち、債務負担行為について、木育ひろばを運営するにあたっては、利用者のニーズを把握する中で、事業者に対する運営経費の<sup>ほてん</sup>補填が発生しないよう、注視していく必要があるとの賛成討論がありました。別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第2号議案、令和5年度国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)については、職員人件費等に係る増額補正であります。別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第3号議案、令和5年度介護保険事業特別会計補正予算(第2号)については、居宅介護サービス給付経費等の増額に伴い、必要となる経費の増額補正であり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第4号議案、令和5年度後期高齢者医療事業特別会計

補正予算（第1号）については、職員人件費に係る増額補正であります。別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第7号議案、令和5年度病院事業会計補正予算（第1号）については、職員人件費や材料費などの増額補正であります。

債務負担行為については、給食業務に係る経費など、計画的な事務執行を進める必要があるものについて、予算に定めるものであります。別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第12号議案、国民健康保険条例の一部改正は、「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」の一部の施行に基づく、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産被保険者について、出産予定月の前月から翌々月までの期間の保険料を減額するための改正等をしようとするものであります。

別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第13号議案、亀岡市立認定こども園条例及び亀岡市立保育所条例の一部を改正する等の条例の制定は、多様化する保育ニーズに対応し、子どもの健やかな育ちを支援するため亀岡市立保育所及び幼稚園の設置に代えて、亀岡市立認定こども園を設置するために必要な規定整備を図るものであります。別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第14号議案、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に基づく就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等の一部改正に伴う所要の規定整備を図るものであります。別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第16号議案、令和5年度一般会計補正予算（第6号）の  
本委員会所管分について、その内容は、国において、11月29日に  
「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づく国の補正予算  
（第1号）が成立したことを受け、国の動きと連携し、機を逸するこ  
となく、物価高騰の影響を受けている生活者や事業者へ支援を行うも  
のであります。民生費では、低所得者世帯への負担を軽減するため、  
既に取り組んでいる1世帯3万円の給付に加え、1世帯7万円を給付  
する経費の増額補正であります。別段異論なく、採決の結果は、全員  
をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第17号議案、亀岡市手数料徴収条例の一部改正は、戸籍法  
及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に基づく  
戸籍証明書等の広域交付制度の開始や情報連携による証明書添付の  
省略を可能とすることで、市民の利便性の向上と事務の効率化を進め  
るために必要な規定整備を図るものであります。別段異論なく、採決  
の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、本委員会に付託された請願について、審査の経過概要と結果を報告いたします。

まず、受理番号1、「物価高騰に見合う年金支給を求める請願」について、その趣旨は、物価高騰に見合う年金の支給を求める意見書を、国に対して提出するよう求めるものであります。

審査では、請願者からの意見陳述の機会を設け、それに対する質疑を行いました。

採決に先立ち、年金の財源は現役世代の保険料で成り立っているが、現役世代の収入が物価高騰に追いついておらず、低所得世帯に向けた給付事業なども進められている中で、物価高騰対策は年金構造に限ったものではなく、幅広い視点で考えていくべきであるため反対するとの討論がありました。

一方、請願の内容が実態であり、物価高騰による影響が深刻な状況にある中で、それに見合った年金の支給を国に求めることは適切であるため賛成するとの討論がありました。

採決の結果は、賛成少数により不採択すべきものと決定しました。

次に、受理番号2、「建設アスベスト被害の全面解決へ向けた意見書の提出に関する請願」について、その趣旨は、建設アスベスト被害の全面解決へ向けた意見書を、国に対して提出するよう求めるものがあります。

審査では、請願者からの意見陳述の機会を設け、それに対する質疑を行いました。

採決に先立ち、国の責任において被害者の救済、補助制度の創設を行うべきであるため賛成するとの討論がありました。

別段異論なく、採決の結果は、全員をもって採択すべきものと決定しました。

以上、簡単ではありますが、本委員会の報告といたします。

## ○公立3園が「こども園」に移行

亀岡市立認定こども園  
条例及び亀岡市立保育  
所条例の一部改正

可決（全員賛成）

多様化するニーズに  
対応し、子どもの健や  
かな育ちを支援するた  
め、別院保育所、保津  
保育所及び市立幼稚園  
を「山の自然こども園  
別院」「保津こども園」  
「亀岡こども園」とし  
てこども園に移行する。  
移行に合わせて、2つ

## ○産前産後期間の保険料免除

亀岡市国民健康保険条  
例の一部を改正

可決（全員賛成）

子育て世帯の負担軽  
減や次世代育成支援等  
の観点から法改正が行  
われ、国民健康保険に  
加入している方が出産  
した場合、産前産後期  
間に係る所得割額及び  
均等割額を減免する。

のこども園で低年齢児  
の定員（保津こども園  
0～2歳児、亀岡こど  
も園 満3歳児）を増  
やし、新たに保津こど  
も園では0歳児保育と  
一時保育事業、亀岡こ  
ども園では満3歳児保  
育を行う。

### 移行時期

令和6年4月1日

山の自然こども園別院

令和7年4月1日

保津こども園

亀岡こども園

### 対象

亀岡市国民健

康保険の被保険者で令

和5年11月1日以降

に出産する（した）方

減免期間 出産予定

日又は出産日の属する

月の前月から4か月間

減免額 出産する被

保険者にかかる、令和

6年1月以降の対象と

なる期間の所得割額と  
均等割額